

弁護士

第1回目は、「弁護士」のお仕事を取り上げます。弁護士という仕事の魅力や、中学校・高等学校で学んだ公民科の知識がどのようにお仕事に生かされているかを伺いました。

お話を伺った方

日本司法支援センター(通称:法テラス)本部
常勤弁護士 なるもと つばき 鳴本 翼さん

子どもの意見を代弁できる大人になりたいと、弁護士に憧れて法学部に進学。講義で法テラスを知り、自分のやりたいことはまさにこれだと気付く。2016年1月に法テラスに入職。現在は、本部でさまざまな制度の整備や弁護士の採用などに携わる。

趣味は食べること。休日は全国各地のおいしい食べ物を求めて、日本中を旅しています。



★ 法テラスってどんなところ? —

法テラスは、すべての人と司法を結ぶ懸け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指して2006年に設立されました。そのため、例えば離島など、弁護士が近くにおらず司法サービスを受けられない司法過疎地域にも法テラスの法律事務所を37か所設置しています。私も司法過疎地域の一つである北海道のある地域に、4年間赴任していました。東京都では弁護士は、人口約650人に1人の割合でいますが、私の赴任先では約3万人の住人に対して1人しかいません。そのため、赴任中は、借金の整理、離婚、相続問題、高齢者や障がい者の財産管理、刑事事件など、さまざまな案件に取り組みました。日本のどこに住んでいても法的なトラブルは起こるのに、弁護士がいないために司法による解決が図られないという状況を何とかしたいと思っています。

また、経済的に弁護士を頼む余裕がない方々、病気や高齢のために法律事務所に出向けない方々への支援を中心に行うのも法テラスの特徴です。大金が動くような大きな事件を扱うことは少ないですが、地域の方々の暮らしや尊厳を守っていくことが、私たちの使命だと考えています。

★ 弁護士としてのやりがい —

イメージと異なるかもしれませんが、弁護士の仕事は、話すことよりも相手の話をよく聞くことが大切です。特に法テラスでは、高齢の方、障がいをお持ちの方など、自発的にコミュニケーションを取ることが難しい方を支援することが非常に多いです。そのため、利用者の方の意思がきちんと尊重されるように、丁寧に話を聞き取るよう気をつけています。ある女性から相談を受けたときのことで。困難な事情

を抱えておられましたが、借金を整理し、生活保護の申請をお手伝いしました。その方は、「法テラスに電話がつかなかったら、もう生きるのをやめようと思っていた」と話してくれました。この言葉を聞いて、はっとしました。弁護士は、その方の人生で一度あるかどうかの重大な局面に寄り添い支援することで、その方を救うことができるんだと気付いたのです。相談に来てくださる方々は、そこに至るまでにさまざまな事情をお持ちです。支援していく過程で、そうしたお話を丁寧に聞き取っていくことが重要なのですが、それは、最も難しく、苦勞することでもあります。それでも目の前の人に寄り添って解決に至ることができたり、肩の荷が下りたと笑顔を見せてくれたりすると、弁護士としてとてもやりがいを感じます。もしこの地域に弁護士がいなかったら、その方はいまだに笑顔を見せることができずにいたかもしれない…と思うと、法テラスの弁護士という道を選んでよかったと実感します。

★ 弁護士を目指したきっかけ —

もともと、子どもを支援する仕事に就きたいと思っていました。学生の頃、学校には家庭に複雑な問題を抱えている友人もいました。でも、そうした状況や自分の気持ちを表現できずに周りの大人たちに誤解されていく様子を見て、困っている子どもたちの気持ちを代弁できる大人になりたいと思うようになりました。困っている人の代弁をするのが弁護士の仕事だというイメージがあり、声なき声を届ける仕事として弁護士を目指し始めました。法学部の講義で、司法の救済が届かない人たちに向けた法テラスという機関があることを知り、これだ!と思いました。子どもに限らず、高齢者や障がい者、また、弁護士に頼ることができない方々の代弁者になれる法テラスの仕事が、自分の

やりたいことだと気付きました。私自身が弁護士のいない小さな離島で育ったので、司法に頼ることのできない大変さも、よく分かるような気がしました。

★「司法ソーシャルワーク」の取り組み —

今、法テラスでは「司法ソーシャルワーク」を推進しています。法律問題を抱えて法テラスに来られる方の背景には、病気や家族の問題など複雑な事情が絡み合っていることも多いです。そのため、法律問題だけを解決しても、その方が抱える根本的な問題は解決されないままです。そこで、自治体や福祉機関、病院などとの連携を強化しています。法律問題を抱えておられる方の第一の発見者になりうるのは、その方を支援している福祉機関や病院の職員さんであることが多いです。そのため、そうした支援者の方々との関係を築いておくことで、福祉、医療、それから司法が一体となって、その方をトータルサポートしていきたいと考えています。司法はこれまであまり身近なものではなかったかもしれませんが、福祉や医療と共に、人々を支えるセーフティーネットの一つになることを目指しています。

★ 法律を身近に感じてほしい —

法律って小難しい印象がありますよね。でも、コンビニでアイスを買くと売買契約が成立し、アルバイトをすれば雇用契約が成立するように、生まれてから死ぬまで、人々の生活に法律は欠かせないし、日常的に触れているものなのです。法律の前に、校則や家庭内のルールなど、まずは身の回りにあるルールに注目してみてください。誰の何を守るためのルールなのか、なぜこのようなルールがあるのか、そうしたルール作りの過程を、国民レベルに発展させていったものが法律です。日常的な営みとしてみんながやっていることの延長線上に法律があると考えれば、法律を少し身近に感じられませんか。成年年齢が18歳に引き下げられたこともあり、高校生の皆さんも法律に関わる機会が増えたと思います。法教育では、あるテーマについてディベートをしたり、クラスが抱えている問題に対して新たなルールを作ったりすることが、とても大切だと思っています。身近なルール作りを通して意見を交わしたり反対意見を聞いて自分の考えを振り返ってみたり。学校の中でのそうした体験は、社会でも役立ちます。法律の場合、作り手となるのは国会議員、その国会議員を決めるのが投票、ではどのような人に投票すればよいだろうか・・・と、高校生の皆さんにとっても、主体的に政治に関わる意義が見えてくるのではないのでしょうか。

★法テラスより高校生の皆さんへ★

自分からトラブルを相談することはとても勇気のいることですが、法テラスには、匿名・無料で相談できるサポートダイヤルがあります。秘密が誰かに漏れることは決してないので、気軽に相談してください。詳しくは、法テラス (<https://www.houterasu.or.jp/index.html>) まで！



法テラス 常勤弁護士のある日のお仕事

■9:00 ~ 出社後、メールチェック、書面作成



弁護士は、訴状等の裁判所に提出する書類や行政機関に提出する申請書、依頼者の相手方に送付する内容証明などさまざまな文書を作成します。依頼者の主張が法律上どのような意味を持つのか、常に意識しながらパソコンに向かいます。

■11:00 ~ 法教育イベントでの講演会に参加

法律の専門家として、さまざまな場面で講演を行います。時には中学校や高校で、法律の出前授業を実施することもあります。トラブルに巻き込まれないよう、法律の知識を身に付けておくことはとても大切です。



休憩時には同僚たちのおしゃべりを楽しんでいます。

■16:00 ~ 法律相談



借金、離婚、相続、犯罪被害や近所トラブルなど、多様な相談が寄せられます。さまざまな事情を抱えて弁護士の所にやってくる相談者の話を耳を傾け、どんなことで困っているのか、丁寧に聞き取っていくことは、弁護士のあらゆる業務の出発点です。



公民科のココとつながる！

— 広く社会を知る科目 —

公民科で学んだことって役に立つの?!

私たちの仕事は、さまざまな境遇にある方々の立場を理解したうえで、自分ではない他者に共感して寄り添うことが求められます。そのため、今、社会がどうなっているか、社会全体のしくみはどうかを大前提として知らなければ、そうした方々の支援はできません。特定の知識を深く学ぶことも大切ですが、それ以上に一般的な常識を広く身に付けておくことが大切です。また、法律は、その時代の要請によって変化し続けるものであり、常に完璧な状態はないと考えています。この先、よりよい法律やよりよい未来をつくるためには、社会の現状をしっかりと知ることが必要不可欠だと思います。公民科は社会を知るための生きる知識がたくさん詰まった科目ではないでしょうか。社会のしくみを効率よく学ぶには、教科書が一番よかったなど、振り返って思います。高校生の皆さんにはぜひ公民科もしっかり学んでほしいですね。

法テラスについては p.81、87も見てみよう。

※鳴本弁護士おすすめページ♪

『高等学校 公共』 p.74 ~ 75 「私たちの生活と法」

p.83 「入学を辞退したら、入学金や授業料は返還されるか？」

